

# 減量推進員ニュース

茨木市産業環境部  
資源循環課  
TEL: 072-620-1814  
FAX: 072-627-0289

E-mail: shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp

## お知らせ

## 再生資源集団回収報奨金制度

## 平成30年度分 申請書の受付中です!

推進員の皆さまは、下記の点について地域でお声がけをお願いします。

- ①お住まいの地域がこの制度の団体登録を している場合 ⇒ 申請書を提出
- ② // をしていない場合 ⇒ 平成31年度から制度利用を検討

期限: 1/31(木)

現在、再生資源集団回収報奨金制度の申請書を受け付けています。

**報奨金の支給にあたっては団体登録(4~6月)と申請書の提出(1月末まで)が必要です。**

※団体登録だけでは報奨金は支給されませんのでご注意ください。

補足

- ・申請書は12月3日付けで登録団体の代表者様宛てに郵送しています。  
(登録団体の代表者とは、団体登録時に代表者として記載された方です。例:自治会長、会計など)
- ・提出いただく書類は(1)報奨金申請書、(2)資源物回収業者の引き取り伝票(原本)の2点です。  
(伝票をコピーで提出される場合は、窓口で原本と照合します。コピーと原本をお持ちください)
- ・申請書の団体名、代表者、押印等は団体登録時のものと同一としてください。  
(異なる場合は受け付けできません。代表者が変更となった場合は変更の申請書提出が必要です)

今回の申請書提出は、全体の流れのこの部分にあたります。

報奨金  
制度

の流れ

●4~6月  
団体登録申  
請書を、市  
に提出します



●6~7月  
市から団体  
登録通知書  
が郵送されま  
す



●12月  
市から報奨  
金申請書が  
郵送されます  
  
(記入用の白紙  
の申請書です)



●1月  
報奨金申請  
書と引取伝  
票を、市に  
提出します



●2月  
市から報奨  
金通知書が  
郵送され、報  
奨金が支給  
されます

## 再生資源集団回収報奨金制度について

### 1 制度の概要

資源物の集団回収を行う団体に対して、報奨金を支給する制度です。

#### 集団回収とは

市が実施している資源物回収とは別に、住民団体等が古紙、缶などを自主的に集め、回収業者に引き渡す活動です。

### 2 金額と支給方法

- ・金額は、基本額20,000円に回収実績1トンにつき1,500円を加えた合計となります。  
(ただし、上限額75,000円)
- ・支給方法は、団体名義の金融機関口座への振り込みとなります。

### 3 制度の対象団体

●(1)~(3)の全ての要件を満たす団体が対象です●

- (1)市内の地域住民で構成する営利を目的としない団体(自治会、子ども会、婦人会、老人会など)又は社会福祉法人であって、再生資源集団回収実施団体として登録していること
- (2)定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分していること
- (3)再生資源の年間回収回数が6回以上であり、かつ年間回収量が1トン以上であること

# 報告

(その1)

# 「いばらき環境フェア2018」を開催しました

平成30年11月17日(土)・18日(日)に「いばらき環境フェア2018」を開催しました。2日間で約7,400人の方に来場いただきました。催しの中で廃棄物減量等推進員研修会、フードドライブを実施しましたので、ご報告します。

## 11/18 (日) 廃棄物減量等推進員研修会

料理家・フードディレクターのタカコ・ナカムラさんに、食と健康と暮らしと環境をまとめて捉える考え方を提唱いただきました。15名の推進員さんが参加されました。



テーマ：ホールフードってなあに？  
～くらしはすべてつながっている～

## 両日 (土・日) フードドライブ ※ の実施

※フードドライブ  
…社会全体で余っている食べ物を集めて必要としている人へ届ける活動

2日間で25名と1事業者の方から 403点、138.1kgもの提供がありました。

提供いただいた食品 (乾物、菓子、米、缶詰、調味料など)



提供いただいた食品は茨木市社会福祉協議会に寄付し、必要としている方々に提供されます。

# 報告

(その2)

## 環境衛生センターの見学会

11/17 (土)

環境衛生センターで、ごみ処理施設の現況や、ごみ処理の工程について説明していただきました。

その後、工場内(中央制御室、ごみピット、蒸気タービン、溶融炉)や資源物の集積場、動物焼却炉を見学しました。

資源物集積場→



溶融炉の出滓を見学

※出滓=溶けたごみを炉から出す工程

# 紹介

(その1)

## スプレー缶の捨て方にご注意ください

1 十分に使い切る ・本来の用途で使い切る  
・火気のない風通しの良い屋外で音がしなくなるまでボタンを押す、ガス抜きキャップを利用するなど

2 穴をあける ・穴あけ作業は必ず火気のない風通しの良い屋外で!

3 普通ごみに出す  
「穴あけ済」と表示

ガスが残っていると、爆発や火災の原因となります。

バツカー車の火災事例



# 紹介

(その2)

## 廃棄前の乾電池の発火にご注意!

・複数の乾電池、ボタン電池等が接触するとショートを生じ、破裂や発火する可能性があります。

・ビニルテープやセロテープ等で電極(+極、-極)を覆うことで、絶縁しショートを防ぐことができます。

・水銀使用製品回収ボックスへの投入や普通ごみとして排出する際もテープ等で絶縁した状態をお願いします。



↑ビニルテープ(両端の黄色部)で絶縁した乾電池

# 紹介

(その3)

## 小型家電、水銀使用製品回収拠点が7か所に増えました!(+5か所)

増えた場所

- 平成31年 1月4日から…茨木市役所 (設置場所は地下1階の守衛室南側)
- 平成30年10月1日から…多世代交流センター(福井、沢池)、図書館(庄栄、水尾)

●茨木市役所 8:45~20:00



通常業務時間以外は休日・夜間通用口をご利用ください。

New 2019/1/4~

●福井多世代交流センター (月~土) 9:00~21:00



New 2018/10/1~

●庄栄図書館 (水・木・金) 9:30~20:00 (土・日・月・祝) 9:30~17:00



New 2018/10/1~

●沢池多世代交流センター (月~土) 9:00~21:00



New 2018/10/1~

●水尾図書館 (水・木・金) 9:30~20:00 (土・日・月・祝) 9:30~17:00



New 2018/10/1~

●生涯学習センター きらめき (月・水~日) 9:00~22:00



●中条図書館 (月・火) 8:45~17:15 (水・木・金) 8:45~20:00 (土・日・祝) 9:30~17:00

